

事業概要

1. 目的

我が国製造業者の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削、めっき等）の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進することを目的としています。

2. 事業内容

(1) 事業対象

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）」第3条に基づき定められた特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って策定され、法第4条第1項に基づき認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発を対象としています。

(2) 応募資格

本事業の対象は、事業管理者、研究実施者、総括研究代表者（プロジェクトリーダー）、副総括研究代表者（サブリーダー）によって構成される共同体を基本とし、法の認定を受けた中小企業者を含む必要があります。

(3) 応募申請者

本事業への申請者は、事業管理者です。

事業管理者は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行うことが可能な法人又は個人事業者です。

(4) 研究開発規模等

【川下分野横断枠】

上限額	平成20年度（平成21年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が 1億5千万円 。
研究開発期間	2年度又は3年度。
提案要件	「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に示されている複数の産業分野における高度化目標を設定でき、かつ、複数の産業分野の川下製造業者等が研究開発に参画していること。
受付窓口	各経済産業局等（別添、各経済産業局等担当課一覧参照のこと。）

【一般枠】

上限額	平成20年度（平成21年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が 6千万円 。
研究開発期間	2年度又は3年度。
提案要件	なし。
受付窓口	各経済産業局等（別添、各経済産業局等担当課一覧参照のこと。）

(5) 公募期間

平成20年4月21日（月）～平成20年5月16日（金）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

